

令和 年度介護保険実地指導自主点検表

【地域密着型通所介護】

調書作成日 令和 年 月 日()

事業者番号	
事業所名	
サービス種類 (該当サービスにチェックしてください)	地域密着型通所介護
所在地	
記入担当者職・氏名	

介護保険実地指導自主点検表の作成について

1 趣旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認する事が必要です。そこで函南町では、介護保険サービス提供事業者ごとに、法令、関係通知を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、函南町が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

2 実施方法

(1) 毎年定期的の実施するとともに、事業所の実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに、函南町へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。

(2) 複数の職員で検討の上点検してください。

(3) 「適・不適・非該当」等の判定については、該当する項目を○で囲んでください。なお、不適・非該当に記載した場合は、備考欄にコメント又は不適に○をした理由を簡潔に記載してください。

函南町福祉課高齢者福祉係

(注)本文中の表記については、次のとおりとします。

法	→ 介護保険法(平成9年12月17日交付法律第123号)
施行規則	→ 介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)
平11厚令37	→ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)
平11厚令38	→ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第38号)
平11老企22	→ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年7月29日老企第22号)
平11老企25	→ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号)
平12老企36号	→ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日平12老企36)
平12厚告19	→ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第19号)
平12厚告20	→ 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第20号)
平12厚告25	→ 厚生労働大臣が定める基準(平成12年2月10日厚生省告示第25号)
平12老企39	→ 指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引の取扱いについて(平成12年3月1日老企第39号)
平12老企54	→ 通所リハビリテーション等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成12年3月30日老企第54号)
平12老振24	→ 要介護認定結果及び居宅サービス計画の情報提供について(平成12年4月11日老振第24号・老健第93号)
平13老振18	→ 介護保険の給付対象事業における会計の区分について(平成13年3月28日老振第18号)
平15厚劳令28	→ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備、及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生労働省令第37号)の附則(平成15年3月14日厚生労働省令第28号)
平18厚劳令35	→ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第35号)
平18厚劳告127	→ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)
平18老計・老振・老老発0317001号	→ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について(平成18年3月17日老計発0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号:別紙1)
平18厚劳令34	→ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)
平18厚劳令36	→ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)
条例	→ 函南町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年3月21日条例第4号)
条例施行規則	→ 函南町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月21日規則第12号)
予防条例	→ 函南町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成25年3月21日条例第5号)
予防条例施行規則	→ 函南町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月21日規則第13号)

I 基本方針								
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例 (根拠基準要綱) 【】内は予防	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
1 基本方針	(1) 指定地域密着型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的な孤立の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平18厚労令34第19条	条例施行規則第59の2	・運営規程 ・重要事項説明書 ・パンフレット	

II 人員に関する基準								
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例 (根拠基準要綱)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
1 従業者の員数	指定地域密着型通所介護事業者が、指定地域密着型通所介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとなっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平18厚労令34第20条	条例施行規則第59の3第1項		
(1)生活相談員	<p>ア 指定地域密着型通所介護の単位に関わらず、指定地域密着型通所介護事業所における提供時間数に応じた生活相談員の配置がなされているか。</p> <p>【確保すべき生活相談員の勤務延時間数の計算式】</p> <p>提供日ごとに確保すべき勤務延時間数＝提供時間数</p> <p>例)事業所の提供時間数を6時間とした場合、生活相談員の勤務延時間数である6時間で除して得た数が一以上となるように確保すればよいから、従業員の員数にかかわらず6時間の勤務延時間数分の配置が必要。</p> <p>「サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間」、「利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間」、「地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間」など、利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間も含めることができる。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平18厚労令34第20条 平11厚老企25号第六1(1)④	条例施行規則第59の3第1項(1)	勤務表 ・常勤・非常勤が分かる職員名簿 ・通所介護記録	
	<p>イ 生活相談員は、次のいずれかの資格を有しているか。</p> <p>① 社会福祉主事（社会福祉法第19条第1項各号に該当） ② 社会福祉士（社会福祉法第19条第1項各号に該当） ③ 精神保健福祉士（社会福祉法第19条第1項各号に該当） ④ ①～③と同等以上の能力を有すると認められる者。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		(長第325号H20.8.5付 長寿社会課総括課長通知)「通所介護における「生活相談員」の取扱いについて」		・資格証 ・成績証明書 ・単位履修証明書 等	
(2)看護職員	<p>ア 地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1人以上確保されるために必要と認められる数を置いているか。</p> <p>当該職種の従業員がサービス提供時間内に勤務する時間数の合計(勤務延時間数)を提供時間数で除して得た数が基準において定められた数以上となるよう、勤務時間数を確保するように定めたものであり、必要な勤務延時間数が確保されれば当該職種の員数は問わない。</p> <p>病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、看護職員が指定地域密着型通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと指定地域密着型通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には、看護職員が確保されているものとする。</p> <p>なお、「密接かつ適切な連携」とは、指定地域密着型通所介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することである。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平18厚労令34第20条	条例施行規則第59の3第1項(2)	勤務表 ・職員名簿 ・資格証明書 ・修了証明書	
	<p>イ 看護職員は、次のいずれかの資格を有しているか。</p> <p>① 看護師 ② 准看護師</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
(3)介護職員	<p>地域密着型通所介護の単位ごとにその提供時間数に応じて、専ら当該地域密着型通所介護の提供に当たる介護職員が、次のとおり利用者数に応じた数が確保されているか。</p> <p>当該職種の従業員がサービス提供時間内に勤務する時間数の合計(勤務延時間数)を提供時間数で除して得た数が基準において定められた数以上となるよう、勤務時間数を確保するように定めたものであり、必要な勤務延時間数が確保されれば当該職種の員数は問わない。</p> <p>【確保すべき介護職員の勤務延時間数の計算式】</p> <p>○利用者数15人まで 単位ごとに確保すべき勤務延時間数＝平均提供時間数</p> <p>○利用者数16人以上 単位ごとに確保すべき勤務延時間数＝[(利用者数-15)÷5+1]×平均提供時間数</p> <p>※平均提供時間数＝利用者ごとの提供時間数の合計÷利用者の数</p> <p>なお、介護職員については、指定地域密着型通所介護の単位ごとに常時1名以上確保することとされているが、これは、介護職員が常に確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものである。また、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事できるとされたことから、例えば複数の単位の指定地域密着型通所介護を同じ時間帯に実施している場合、単位ごとに介護職員等が常に1名以上確保されている限りにおいては、単位を超えて柔軟な配置が可能である。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平18厚労令34第20条 平11厚老企通知第六1(1)③⑤	条例施行規則第59の3第1項(3)	勤務表 ・職員名簿 ・資格証明書 ・利用者の数が分かる書類	

II 人員に関する基準								
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例 (根拠基準要綱)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
(4)機能訓練指導員	ア 地域密着型通所介護の単位ごとに専ら当該地域密着型通所介護の提供に当たる機能訓練指導員が、1以上確保されるために必要と認められる数となっているか。 なお、機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該事業所の他の職務に従事することができる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平18厚労令34第20条	条例施行規則第59の3第1項(4)	勤務表 職員履歴書	
	イ 機能訓練指導員は次の資格のいずれかを有する者であるか。 ①理学療法士 ②作業療法士 ③言語聴覚士 ④看護職員(看護師又は准看護師) ⑤柔道整復師 ⑥あん摩マッサージ指圧師 ⑦はり師又はきゅう師の資格を有する者 ※はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。 ただし利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務してもよい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			資格証明書	
(5)生活相談員、介護職員又は看護職員	ア 生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤であるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平18厚労令34第20条	条例施行規則第59の3第7項	勤務表	
	イ ※利用定員が10人以下の事業所の場合 看護職員及び介護職員の員数は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上であるか。 また、看護職員及び介護職員は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、常時1人以上確保されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平18厚労令34第20条	条例施行規則第59の3第2項		
	※ 地域密着型通所介護事業者が第1号通所事業者の指定を併せて受け、かつ、地域密着型通所介護の事業と第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、通所介護員等の員数を満たしているものとみなすことができる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
2 管理者	(1) 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平18厚労令34第21条	条例施行規則第59の4	勤務表 組織図	
	(2) 管理者が他の職種等を兼務している場合、兼務形態は適切か。 → 下記の事項について記載してください。 ・兼務の有無 (有・無) ・当該事業所内で他職種と兼務している場合はその職種名 () ・同一敷地等の他事業所と兼務している場合は事業所名、職種名、兼務事業所における1週間あたりの勤務時間数 事業所名:() 職種名 : () 勤務時間:()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				

Ⅲ 設備に関する基準								
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例 (根拠基準要綱)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
1 設備及び備品等	(1) 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平18厚労令34第22条	条例施行規則第59の5	・平面図 ・設備、備品台帳	
	(2) 食堂及び機能訓練室 食堂と機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上としているか。 ただし、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	(3) 相談室 相談室は、間仕切り等の設置により、相談内容が漏洩しない配慮がされているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	(4) 設備の専用 上記に掲げる設備は、専ら当該地域密着型指定通所介護の事業の用に供するものとなっているか。 ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	(5) (4)ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が(1)に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				・届出書類の控
	※ 指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については指定介護予防サービス等基準に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、設備及び備品等を備えているものとみなすことができる。							
設備に係る共用 事業所と併設の関係にある病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院における指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースと事業所の機能訓練室を共用する場合、以下の条件に適合しているか。 ①当該部屋等において、地域密着型通所介護事業所の機能訓練室等と指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースが明確に区分されているか。 ②指定地域密着型通所介護事業所の機能訓練室等として使用される区分が、地域密着型通所介護事業所の設備基準を満たし、かつ、指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースとして使用される区分が、指定通所リハビリテーション事業所等の設備基準を満たしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					

IV 運営に関する基準								
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例 (根拠基準要綱)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
1 内容及び 手続の説明 及び同意	<p>指定事業者は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、サービス従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>※サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、次の項目等である。</p> <p>ア. 運営規程の概要</p> <p>①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③営業日及び営業時間 ④サービスの利用定員 ⑤サービスの内容及び利用料その他の費用の額 ⑥通常の事業の実施地域 ⑦サービス利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>イ. サービス従業者の勤務の体制</p> <p>ウ. 事故発生時の対応</p> <p>エ. 苦情処理の体制 等</p> <p>※わかりやすい説明書やパンフレット等を交付して、懇切丁寧に説明を行い、同意を得ること。</p> <p>※同意は、利用者及び事業者双方の保護の立場から、書面によって確認することが望ましい。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平18厚労令34第37条、第3条の7準用	条例施行規則第59の20 (同第9条準用)	・重要事項説明書 ・運営規程 ・利用申込書 ・契約書等の書面	
2 提供拒否の禁止	<p>指定事業者は、正当な理由なく指定サービスの提供を拒んでいないか。</p> <p>※サービスの提供を拒む場合の正当な理由とは、次の場合である。</p> <p>ア. 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 イ. 利用申込書の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ウ. その他利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合</p> <p>※要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止する。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平18厚労令34第37条、第3条の8準用	条例施行規則第59の20(同第10条準用)	・要介護度の分布が分かる資料	
3 サービス提供困難時の対応	<p>事業者は、当該指定事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平18厚労令34第37条、第3条の9準用	条例施行規則第59の20 (同第11条準用)	・紹介の記録	
4 受給資格等の確認	<p>(1) 指定事業者は、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。</p> <p>(2) 指定事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するよう努めているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平18厚労令34第37条、第3条の10準用	条例施行規則第59の20 (同第12条準用)	・利用者に関する記録	
5 要介護認定の申請に係る援助	<p>(1) 指定事業者は、サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。</p> <p>(第1号通所事業の場合) 指定事業者は、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントが利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに問う支援認定の申請や手続が行われるよう、必要な援助を行っているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平18厚労令34第37条、第3条の11準用	条例施行規則第59の20 (同第13条準用)	・利用者に関する記録	
6 心身の状況等の把握	<p>指定事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平18厚労令34第23条	条例施行規則第59の6	・利用者に関する記録	

IV 運営に関する基準								
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例 (根拠基準要綱)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
7 居宅介護支援事業者等との連携	(1) 指定事業者は、サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平18厚労令34第37条、第3条の13準用	条例施行規則第59の20 (同第15条準用)	・情報提供に関する記録	
	(2) 指定事業者は、指定サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			・利用者に関する記録	
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	指定事業者は、サービスの提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者等に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定地域密着型通所介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平18厚労令34第37条、第3条の14準用	条例施行規則第59の20 (同第16条準用)	・居宅サービス計画書	
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	指定事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定地域密着型通所介護を提供しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平18厚労令34第37条、第3条の15準用	条例施行規則第59の20 (同第17条準用)	・居宅サービス計画書 ・通所介護・通所リハ計画書 ・サービス提供票	
10 居宅サービス計画の変更の援助	指定事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。 ※サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には、支給限度額内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明を行い、その他必要な援助を行わなければならない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平18厚労令34第37条、第3条の16準用	条例施行規則第59の20 (同第18条準用)	・居宅サービス計画書 ・サービス提供票	
11 サービス提供の記録	(1) 指定事業者は、サービスを提供した際には、当該サービスの提供日及び内容、当該サービスについて法第42条の2第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平18厚労令34第37条、第3条の18準用	条例施行規則第59の19、20 (同第20条準用)	・居宅サービス計画書 ・サービス提供票 ・通所介護記録	
	(2) 指定事業者は、サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。 ※記載すべき事項には、次にあげるものが考えられる。 ア. サービスの提供日 イ. 提供した具体的なサービスの内容 ウ. 利用者の心身の状況 エ. その他必要な事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
12 利用料等の受領	(1) 指定事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定サービスに係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平18厚労令34第24条	条例施行規則第59の7	・運営規程 ・重要事項説明書 ・サービス提供票 ・領収証控	
	(2) 指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、サービスに係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。 ※一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(3) 指定事業者は、(1)、(2)の支払を受ける額のほか、利用者から受けることができる次に掲げる費用の額以外の額の支払を受けていないか。 ①利用者の選択により、通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 ②通常要する時間を超えるサービスで、利用者の選択に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常のサービスに係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用(介護予防を除く) ③食事提供に要する費用 ※食料費及び調理に係る費用に相当する額を基本とすること。 ④おむつ代 ①～④に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」(平成12年3月30日 老企第54号)		・運営規程 ・重要事項説明書 ・領収証控 ・車両運行記録	
	(4) (3)の③に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところ(食料費及び調理に係る費用の平均的な費用)によるか。 ※「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針」(平成17年9月7日 厚生労働省告示第419号)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平18厚労令34第24条	条例施行規則第59の7		「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」(平成12年3月30日 老企第54号) 「その他の日常生活費」⇒利用者又はその家族等の自由な選択に基づき、事業者又は施設が通所介護の提供の一環として提供する日常生活上の便宜にかかる経費が該当する。 (例)クラブ活動や行事における材料費等

IV 運営に関する基準								
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例 (根拠基準要綱)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
	(5) 指定事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			・重要事項説明書 ・利用申込書 ・同意書	
	(6) 指定事業者は、指定サービスその他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、施行規則第65条で定めるところにより、領収証を交付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第42条の2第9項		・領収証控	
	(7) 指定事業者は、法第42条の2第9項の規定により交付しなければならない領収証に、指定サービスについて居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定サービスに要した費用の額とする。)及び食事の提供に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護保険法施行規則第65条			
	(8) 領収証に、医療費控除の対象となる額を明示して記載しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※平成12年6月12日厚生省事務連絡「介護保険制度化での指定介護老人福祉施設の施設サービス及び居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱について」			
13 保険給付の請求のための証明書の交付	指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平18厚労令34第37条、第3条の20準用	条例施行規則第59の20 (同条第22条準用)	・サービス提供証明書控	
14 サービスの基本取扱方針	(1) サービスは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、目標を設定し、計画的に行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平18厚労令34第25条	条例施行規則第59の8	・サービス提供記録 ・利用者に関する記録 ・通所介護計画書 ・通所介護記録	
	(2) 指定事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			・評価を実施した記録	
15 サービスの具体的な取扱方針	(1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流及び地域活動への参加を図るとともに、利用者の心身の状況を踏まえ、適切に行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平18厚労令34第26条	条例施行規則第59の9	・通所介護計画書	
	(2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を営むことができるよう配慮して行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないよう、利用者の機能訓練及び利用者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(4) 地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。 ※常に新しい介護技術を習得する等、研鑽を行うこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			・研修参加資料等	
	(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握するとともに、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の要望に添って適切に提供しているか。 特に認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			・利用者に関する記録 ・相談・助言記録	
16 サービス計画の作成	(1) 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、要望及びその置かれている環境を踏まえ、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しているか。 ※地域密着型通所介護計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し、経験の有る者や介護の提供について豊富な知識及び経管を有する者にその取りまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画の取りまとめを行わせることが望ましい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平18厚労令34第27条	条例施行規則第59の10		
	(2) 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。 ※なお、通所介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該通所介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				

IV 運営に関する基準								
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例 (根拠基準要綱)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
	(3) 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ているか。 ※実施状況や評価についても、利用者又はその家族に説明しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平18老計発第0331004号ほか第3202 3(3)⑥			
	(4) 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成したときは、当該地域密着型通所介護計画を記載した文書を利用者に交付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(5) 地域密着型通所介護事業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(6) 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定通所事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から通所サービス計画の提供の求めがあった際に、当該計画の提供に協力するよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
17 利用者に関する市町村への通知	指定地域密着型通所事業者は、指定地域密着型通所サービスを受けている利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ① 正当な理由なしに指定地域密着型通所サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平18厚労令34第37条、第3条の26準用	条例施行規則第59条の19(3) (同第28条準用)	意見通知文書	
18 緊急時等の対応	従業者は、現に指定地域密着型通所サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平18厚労令34第37条、第12条準用	条例施行規則第59条の20 (同第53条準用)	運営規程	
19 管理者等の責務	(1) 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平18厚労令34第28条	条例施行規則第59条の11	組織図	
	(2) 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者に、基準「第3章の2 第4節 運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			職務分担表	
20 運営規程	指定事業者は、指定事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平18厚労令34第29条	条例施行規則第59条の12	運営規程 ・重要事項説明書 ・契約書 ・契約書別紙等 ・指定申請及び変更届(写) ・緊急時等における対応マニュアル ・サービス担当者に対する照会(依頼)内容 ・相談、助言を記録した書類等	
	①事業の目的及び運営の方針	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	②従業者の職種、員数及び職務内容	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	③営業日及び営業時間(延長サービスを行う場合は、その時間も記載)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	④サービスの利用定員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑤サービスの内容(入浴、食事の有無等)及び利用料その他の費用の額	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑥通常の事業の実施地域	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑦サービス利用に当たっての留意事項 (利用者が機能訓練室を利用する際の注意事項等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑧緊急時等における対応方法	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑨非常災害対策	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑩その他運営に関する重要事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				

IV 運営に関する基準								
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例 (根拠基準要綱)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
21 勤務体制の確保等	(1) 指定事業者は、利用者に対し適切な指定サービスを提供できるよう、指定通所地域密着型介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。 ※原則として月ごとの勤務表を作成するものとする。 ※勤務表について、次の項目を明確にしているか。 ①従業者の日々の勤務時間 ②常勤・非常勤の別 ③専従の生活相談員 ④看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置 ⑤管理者との兼務関係等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平18厚労令34第30条	条例施行規則第59の13	・就業規則 ・雇用契約書 ・勤務表	
	(2) 指定事業者は、指定事業所ごとに、当該指定事業所の従業者によって指定サービスを提供しているか。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。(調理、洗濯等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				・雇用契約書	
	(3) 指定事業者は、サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				・研修資料等	
22 定員の遵守	指定事業者は、利用定員を超えて指定サービスの提供を行っていないか。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平18厚労令34第31条	条例施行規則第59の14	・利用者名簿 ・送迎記録 ・日誌	
23 非常災害対策	指定事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 ※非常災害に対して必要な具体的な計画の策定、関係機関への通報及び連絡体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平18厚労令34第32条	条例施行規則第59の15 介護保険施設等における防災対策の強化について (H24.4.20厚労省連名通知0420第1号)	・消防計画 ・防火管理者選任にかかる書類 ・避難訓練記録	
	※関係機関への通報及び連絡体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	※「非常災害に関する具体的な計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画も含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	※消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者に行わせ、防火管理者を置かなくてもよいとされている事業所においては、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
24 衛生管理等	(1) 指定事業者は、利用者の使用する施設、設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。また、医薬品及び医療機器の管理を適正に行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平18厚労令34第33条	条例施行規則第59の16	・衛生管理マニュアル	
	(2) 指定事業者は、当該指定事業所において感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置を講ずるよう努めているか。また、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保っているか。 ※空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				・対策に関する記録 ・食中毒防止等の研修記録 ・指導等に関する記録	
25 掲示	指定事業者は、指定事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、サービス従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平18厚労令34第37条、第3条の32準用	条例施行規則第59の20 (同第34条準用)	・重要事項提示物	
26 秘密保持等	(1) 指定事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 ※秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約時に取り決め、例えば違約金について定める等の措置を講じるべきものとする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平18厚労令34第37条、第3条の33準用	条例施行規則第59の20 (同第35条準用)	・取り決め書類 ・就業規則 ・雇用条件通知書等 ・運営規程 ・同意書	
	(2) 指定事業者は、当該指定事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	(3) 指定事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。 ※この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					

IV 運営に関する基準								
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例 (根拠基準要綱)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
27 広告	指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平18厚労令34第3条の34	条例施行規則第59の20 (同第36条準用)	・パンフレット ・ポスター ・広告書類	
28 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	指定事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業員に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平18厚労令34第37条、第3条の35準用	条例施行規則第59の20 (同第37条準用)		
29 苦情処理	(1) 指定事業者は、提供した指定サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 ※必要な措置とは、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、サービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示すること等である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平18厚労令34第37条、第3条の36準用第1項	条例施行規則第59の20 (同第38条準用)	・運営規程 ・重要事項説明書 ・掲示物 ・指定申請書(写) ・苦情に関する記録	
	(2) 指定事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 ※苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			・各種会議記録等	
	(3) 指定事業者は、提供した指定サービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			・指導等に関する記録	
	(4) 指定事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を市町村に報告しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			・改善報告書	
	(5) 指定事業者は、提供した指定サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			・指導等に関する記録	
	(6) 指定事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			・改善報告書	
30 市町村との協力	(1) 指定事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し、活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平18厚労令34第34条	条例施行規則第59の20 (同第39条準用)		
	(2) 指定事業者は、(1)の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	(3) 指定事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力を行う等により地域との交流を図っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	(4) 指定事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	(5) 指定事業者は、指定事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					

IV 運営に関する基準								
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	根拠基準条例 (根拠基準要綱)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は 不適の理由)
31 事故発生時の対応	(1) 指定事業者は、利用者に対する指定サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平18厚労令34第35条	条例施行規則第59の18	・事故対応マニュアル	
	(2) 指定事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			・事故報告書等	
	(3) 指定事業者は、利用者に対する指定サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 ※事故発生時の対応については、あらかじめ事業者が定めておくことが望ましい。 ※損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			・損害賠償記録等	
	(4) 指定事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平11老企25 第3-3(24)③			
	(5) 指定事業者は、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスにより事故が発生した場合は、(1)及び(2)に準じた必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
32 会計の区分	指定事業者は、指定事業者ごとに経理を区分するとともに指定サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。 ※具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行うこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		平18厚労令34第37条、第3条の39準用	条例施行規則第59の20 (同第41条準用)	・会計に関する書類	
33 記録等の整備	(1) 指定事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平18厚労令34第36条	条例施行規則第59の19	・職員名簿会計に関する書類 ・設備・備品に関する書類 ・サービス提供証明書 ・意見通知に係る記録 ・苦情記録等 ・事故報告書等	
	(2) 指定事業者は、利用者に対する指定サービスの提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	①サービス計画	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	②提供した具体的なサービスの内容等の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	③市町村への通知に係る記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	④苦情の内容等の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	⑤事故の状況及び事故に際してとった処置の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
⑥報告、評価、要望、助言等の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					

V 変更の届出								
点検項目	基準内容等の留意点	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	特記事項	備考(コメント又は不適の理由)
変更の届出	(1) 指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第78条の5	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書類の控 ・定款・寄附行為 ・登記簿謄本 ・条例 ・平面図 ・運営規程 ・職員名簿 		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※届出事項</p> <p>①事業所の名称及び所在地</p> <p>②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>③申請者の定款、寄附行為等及びその登記簿謄本又は条例等</p> <p>④事業所の平面図及び設備の概要</p> <p>⑤事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴</p> <p>⑥運営規程</p> <p>⑦当該申請に係る事業に係る地域密着型介護サービス費の請求に関する事項</p> <p>⑧役員の氏名、生年月日及び住所</p> </div>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	(2) 事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市長に届け出ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				